

■議案第25号 四万十町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例 について

【要旨】

地方自治法等の一部を改正する法律（平成29年法律第54号）の施行による地方自治法（昭和22年法律第67号）の一部改正に伴い、引用法令の条項ずれが生じたことから、これを整理するため条例を改正するものです。

【改正の内容】

第6条中「第243条の2」を「第243条の2の2」に改めます。

【施行期日】

令和2年4月1日

【新旧対照表】

改正後	改正前
（議会の同意を要する賠償責任の免除） 第6条 第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第243条の2の2</u>第8項の規定により水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。	（議会の同意を要する賠償責任の免除） 第6条 第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第243条の2</u>第8項の規定により水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。

【根拠法令】

議案第23号の地方自治法（改正後）抜粋に同じ。